

令和2年3月17日

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 法令担当 御中

一般社団法人全国銀行協会

「事業計画策定ガイドライン改正案」に対する意見について

令和2年2月17日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

2020年3月17日

「事業計画策定ガイドライン改正案」に対する意見について

NO	対象 GL	頁	該当箇所	意見	理由
1	バイオマス発電	4	3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築⑨	<ul style="list-style-type: none"> 「④のうち副産物について、2022年3月31日までの認定案件は、2022年3月31日まで確認を猶予する」とされているが、確定した猶予期限を設定するのであれば「本ガイドライン改正から3年先の年度末」とすべき、もしくは実情に沿った期限設定とし、「猶予期間はバイオマス持続可能性ワーキンググループ（以下「WG」という。）で決定した2022年3月31日までとする方向性であるが、PKS 認証の実情を勘案して来年度の WG において引き続き議論を行う」とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 2022年3月31日という猶予期限は、「バイオマス持続可能性 WG 中間整理」において、パームオイルにおける第三者認証を定めた際の「議論開始時点から3年先の年度末」を踏襲、として設定された期限である。しかしながら、副産物（PKS）は認証実績がなく、すでに多くの認証実績のあったパームオイルとは全く状況が異なるため、前例踏襲を行うべきではなく、猶予期限の設定は慎重に検討すべきと考える。
2	バイオマス発電	4	3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築⑨	<ul style="list-style-type: none"> 今後、事業者が実際に認証取得を行った際に、現ガイドラインでは対応が困難な問題が生じた場合には、実務面を踏まえた柔軟なガイドライン変更等の配慮のある対応をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> すでに認証実績があったパームオイルとは異なり、副産物（PKS）には認証実績がなく、想定外の問題が生じる可能性が懸念されるため。
3	バイオマス発電	4	3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築⑨	<ul style="list-style-type: none"> 調達価格等算定委員会の開催時期等の制約から、PKS 認証スキームの検討、承認の時期が限定的となることを懸念するが、例えば調達価格等算定委員会の開催時期を弾力的にする、WG だけで承認を可能とする等の対応について、検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、事業者が新規事業の組成を進めていくに際して、PKS 認証スキームがタイムリーに承認される必要がある。PKS 認証スキームが承認されてから実装までに1～2年の期間を要することも想定されることから、PKS 認証スキームがタイムリーに承認されないとプロジェクトの組成に遅れが生じることが懸念されるため。

NO	対象 GL	頁	該当箇所	意見	理由
4	バイオマス発電	10	(留意事項) 新規燃料の取扱いについて	<p>・「既に取り扱っている燃料についても、ライフサイクル GHG 排出量の論点について専門的・技術的な検討を行うこととされている点に留意が必要である」と記載があるが、「既認定案件」の燃料への遡求的な適用は行うべきではないと考える。</p>	<p>・バイオマス燃料の持続可能性の論点の一つとして、ライフサイクル GHG が議論されること自体は理解できる。WG での議論次第でもあるが、「既認定案件」に対する本件の予見性は極めて乏しく、長期燃料契約を締結済で資金調達をプロジェクトファイナンスで行っているような案件については、発電所がデフォルトし得る論点として強く危惧している。なお、不確実性が高まった状況下では、建設中の発電所へのファイナンス等も止まる可能性は高く、本件議論は、どのような問題提起をされるかも含め、極めて慎重に対応いただきたい。</p>

以上